

第1183回 高知市教育委員会 3月定例会 議事録

1 開催日 平成29年3月31日（金）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第9号 高知市学力向上推進員の設置に関する規則の一部改正について

日程第3 市教委第10号 高知市児童厚生員設置に関する規則及び高知市児童館指導員設置に関する規則の一部改正について

報告 ○平成29年3月市議会定例会について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	横 田 寿 生
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐
(2) 事務局	教育次長	土 居 英 一
	教育次長	橋 本 和 明
	教育政策課長	高 岡 幸 史
	教育政策課教育企画監	和 田 広 信
	学校教育課長	溝 渕 隆 彦
	人権・こども支援課長	西 原 知 佐 子
	教育政策課長補佐	吉 本 忠 邦
	教育政策課総務担当係長	横 田 由 紀 子
教育政策課主任	北 岡 美 樹	

1 平成29年3月31日（金） 午後3時00分～午後3時20分
（たかじょう5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後3時00分

横田教育長

第1183回高知市教育委員会3月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は野並委員さん、お願いいたします。

野並委員

はい。

横田教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第9号「高知市学力向上推進員の設置に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

それでは、「高知市学力向上推進員の設置に関する規則の一部改正について」ご説明をいたします。議案資料の2ページをご覧ください。今回の一部改正は、趣旨にございますように、非常勤特別職の報酬額の改定に伴い、規則の報酬額を改正することが1点です。併せまして、任用手続の見直し及び勤務条件等の明確化を図るための改正も同時に行うものでございます。

それでは報酬額の改正についてご説明いたします。別紙資料3ページの新旧対照表をご覧ください。今回の改正ですが、本年度、一般職の給与改定を行ったことに伴いまして、平成16年以降、非常に厳しい財政状況の中で、据置となっておりました報酬額のベースアップを図るものでございます。改定額は今年度の人事院勧告に基づく、本市の一般職の給与改定0.08%を基に算定いたしまして、その結果100円未満の端数がある場合は、100円未満を切り捨てた額を改定額といたします。ただし、算定した額が100円未満に満たない場合は切り上げることとし、最低100円は増額の改定をするものとなっております。3ページに表がありますが、週4日の場合におきまして、170,000円から170,100円となります。週3日の場合は106,200円から106,300円、週2日の場合は85,000円から85,100円と、それぞれ100円の増額の改定を行うものでございます。

次に1ページにお戻りいただきまして、学力向上推進員の任用手続等についてでございます。第3条に規定してあります欠格条項につきまして、一般職の任用において適用される地方公務員法第16条との整合性を図り、規定の整備を行うものです。内容につきましては、「破産者で復権を得ないもの」を削りまして、「日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」を新設いたします。

次に第5条になります。推進員の任期を定めておりますが、任期ごとに客観的な能力実証に基づき、当該職に従事する十分な能力を持った者を任用するという趣旨から、再度の任用を行う場合に、勤務評価を経た上で行うものとします。

次に第6条の規定になります。必要書類の提出につきましては、委嘱を受ける前に行うように、「推進員として委嘱を受けようとする者は」と改正するものです。また、事前に提出する必要書類から様式第2号の「誓約書」を削り、「欠格条項申告書」を様式第3号から様式第2号と改めるものです。4ページにこの様式がございます。

続きまして、誓約書を様式第3号として、「推進員として委嘱を受けたものは直ちに教育委員会に提出しなければならない」とすることとしました。その様式は5ページでございます。

次に2ページにお戻りいただいて、第14条におきまして、解嘱事由を定めることとしておりますが、本市の正職員の免職に関する規程との整合性を図り、勤務成績不良と所在不明等の場合の解嘱事由の改正等を行うほか、市長部局が作成しております非常勤特別職の職員の設置に関する規則の標準例を参考に文言の改正を行うものです。具体的に申しますと、第4号におきまして、「勤務の実績がよくないとき」を「勤務実績が不良又は適格性が欠如していると認められるとき」と改め、第5号につきましては、「故意又は過失により教育委員会に損害を与えたとき」と改め、第6号から第8号までを新設することとしました。また、第2号から第4号までは解嘱手続等についての条項を新設することとしております。説明は以上です。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございませんでしょうか。

西森委員

新設の第3条第4号は、背景というかこれを引用する別の法律があるのでしょうか。どういった団体を念頭に置かれているのか。また、どういう事情があったら認定するのでしょうか。

横田教育長

法律の改正に沿った条文の改正ではないですか。

橋本教育次長

この部分については、先ほど説明の中でも申し上げましたが、地方公務員法の中の条項をそのまま引っ張ってきています。実際にこのような団体が今までに認定されたかという点、無いので具体的な適用という点、現段階では言いにくいと思います。

森田委員

第14条で「推進員が次の事項に該当するときは、その職を解くことができる。」とありますが、今、非常勤職員の雇い止めが問題になっていて、長く採用するならば、ずっと雇い続けなければならないというルールがあると思うのですが、公務員でも適用になりますか。

教育政策課長補佐

公務員の場合は労働契約法の適用除外となります。

横田教育長

この件に関しましてほかに質疑等ございませんでしょうか。

委員一同

—————【な し】—————

横田教育長

それでは、意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第9号「高知市学力向上推進員の設置に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第9号は原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第10号「高知市児童厚生員設置に関する規則及び高知市児童館指導員設置に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

人権・こども支援課長

議案書の6ページをご覧ください。今回の一部改正は、児童厚生員と児童館指導員の任用の資格を整理するとともに、先ほど説明のありました学力向上推進員と同様に、任用手続や勤務条件等の明文化を図るための改正を行うものです。資料6ページの新旧対照表をご覧ください。具体的には、第2条の見出しを「委嘱」から「資格」に改めるとともに、旧規則にあります第1号から第3号までの資格は、全て第4号の中に含まれていることから、資格の重複等の整理を行うものです。

次に、同じページの第3条の「欠格条項」、第5条の「任期」、8ページの第15条の「解嘱」につきましては、先ほどの学力向上推進員と同様の改正となっております。その他といたしまして、7ページの2行目、第5条第3項として、任期中に65歳に達した者についての身分を追加するものです。また、第10条第3項におきまして、児童厚生員証の紛失又は毀損した場合の届出を明記するもの、第13条の報酬の支給日につきましては、支給日が13日となる場合は、市の給与条例と併せて、17日とする旨を明記するものです。

次に13ページをお開きください。こちらは高知市児童館指導員設置に関する規則の一部改正ですが、改正点につきましては、先ほどの児童厚生員と全く同様です。説明は以上です。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございませんでしょうか。

委員一同

—————【なし】—————

横田教育長

それでは、意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第10号「高知市児童厚生員設置に関する規則及び高知市児童館指導員設置に関する規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第10号は原案のとおり決しました。

続きまして、報告事項です。「平成29年3月市議会定例会について」、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長補佐

別にお配りしております「平成29年3月議会個人質問概要」をご覧ください。3月6日から3月24日までの期間で行われました3月市議会定例会において、出されました教育委員会に関わる個人質問の概要につきましては、簡単にご報告いたします。

教育委員会関係では質問議員21人中11人の議員から、全部で60問の質問がございました。多岐にわたってご質問がございましたが、主な内容につきましては、抜粋してご報告いたします。

多かったご質問といたしましては、「特別支援教育」に関して9問、「中学生の職場体験」について8問、「学習指導要領の改訂」について6問の質問がございました。そのほかにも、「戦争遺跡の保存」、「子どもの貧困対策」、「就学援助」に関するご質問もございました。詳細につきましては、後ほど資料をご覧くださいいただければと思います。報告は以上です。

横田教育長

今回は3月の定例会ということで、各会派からの5人の代表質問の後、16名の個人質問がございました。お気付きの点がございましたら、またお知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。

委員一同

_____【は い】_____

横田教育長

それでは、以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後 3 時20分

署 名

教 育 長 _____

4 番 委 員 _____